

豊島区建設工事等指名競争入札参加者指名基準

平成23年3月17日
総務部長決定

(趣旨)

第1条 この基準は、豊島区契約事務規則（昭和39年豊島区規則第24号。以下「規則」という。）第35条の規定に基づき、豊島区（以下「区」という。）が発注する建設工事等の入札に係る指名競争入札に参加させようとする者を指名するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、豊島区建設工事等指名競争入札実施要綱（平成23年3月17日総務部長決定）において使用する用語の例による。

(指名の判断事項)

第3条 区長は、建設工事等に係る指名競争入札の業者指名にあたっては、資格審査サービスに登録されている者を次の各号に掲げる事項を調査したうえで、入札参加の適格性を判定するものとする。

- (1) 経営及び信用状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 既に発注した工事の施工成績及び進捗状況
- (4) 発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）の施工についての技術的適正
- (5) 区内の事業者の有無
- (6) 他の官公庁及び民間における工事の施工等の実績
- (7) 工事成績評定による評定結果
- (8) その他判定に当たり必要な事項

(指名の方法)

第4条 区長は、前条の規定により適格性を有すると判定された者について、発注工事の予定価格に応じて、会社の規模、売上高、施工実績等により施工能力を調査し指名するものとする。ただし、遠隔地における工事など特別な事情があると認められるときは、この限りではない。

2 前項により指名するに当たっては、次の各号に掲げる者を他の者に優先して指名することができることとし、この場合の適用順は(1)から(5)の順とする。

- (1) 区内本店業者
- (2) 区内支店・営業所業者

- (3) 発注工事が前回の施工工事と関連する場合にあっては、前回の工事を施工した者
(前回の施工工事の成績が良好でないものを除く。)
 - (4) 発注工事と同種の工事を専業とする者
 - (5) 区における過去 5 年間の工事の成績評定による評定結果が優秀な者
- 3 前項第 1 号の区内本店事業者及び第 2 号区内支店・営業所業者の取扱いは、豊島区建設工事等の契約に係る競争入札参加資格における区内の事業者取扱基準（平成 22 年 6 月 16 日総務部長決定）による。

(指名の制限)

第 5 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者を指名することができない。

(1) 不誠実な行為がある者

ア 豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成 20 年 8 月 1 日総務部長決定）第 3 条の規定に基づき指名停止措置を受けている者

イ 豊島区暴力団等排除要綱（平成 21 年 3 月 6 日総務部長決定）第 3 条の規定に基づき入札参加排除措置を受けている者

ウ 区が発注する工事請負契約に関して下請け契約関係が不適切であることが明確である者

エ その他不誠実な行為が認められる

(2) 経営状況が著しく不健全である者

(3) 前各号に掲げる者のほか、指名することが不相当と認められる者

(委任)

第 6 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。